

速度取締り指針

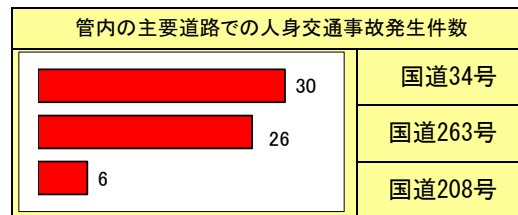
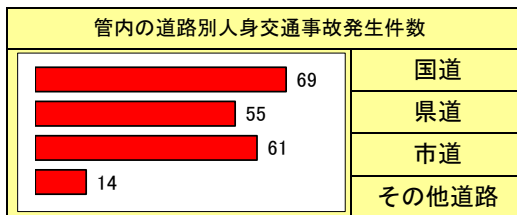
佐賀北警察署管内の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	規制速度
市道 (通学路・生活道路)	7:00 ~ 19:00	30キロ
国道323号、富士三瀬線	7:00 ~ 19:00	50キロまたは法定速度
国道34号	7:00 ~ 19:00	法定速度
県道佐賀外環状線	6:00 ~ 19:00	40キロまたは50キロ

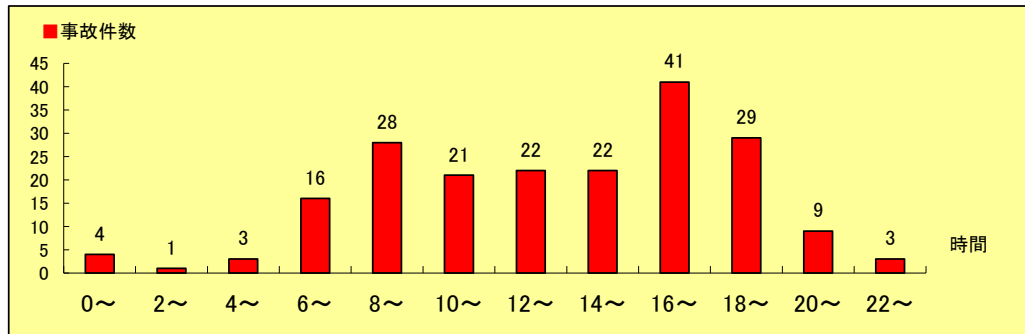
重点路線・時間帯以外であっても、交通事故防止のため、取締りを行います。

佐賀北警察署管内の交通事故実態等

1 道路・路線別の人身交通事故の発生状況(令和7年1月～令和7年6月:199件)



2 時間帯別の人身交通事故発生状況(令和7年1月～令和7年6月:199件)



- 佐賀北警察署管内では、事故全体の約3割が国道で発生しています。
- 交通事故類型で最も多いのが追突事故で、事故全体の約4割を占めています。
- 市道では、安全不確認を原因とする事故が多く発生しています。

交通事故の原因として一番多いのは「前方不注意」の64件、次いで「安全不確認」の52件、「動静不注視」の18件となっています。

その他の交通指導取締り要点

令和6年中に当署管内で交通死亡事故が1件発生しました。今後も重大事故抑止のため、最高速度違反取締り以外にも、携帯電話使用等、一時不停止、信号無視、横断歩行者等妨害等、シートベルト装着義務違反等の取締りも継続します。

